

令和4年2月10日

医療関係団体の長 様

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長
神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

まん延防止等重点措置の延長に係る協力のお願について (通知)

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。令和4年2月10日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づくまん延防止等重点措置が令和4年3月6日まで延長されました。

それを受け、同日、県対策本部会議を開催し、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を改定しました。

飲食店等に対しては、法第31条の6第1項に基づき、次のとおり要請します。

マスク飲食実施店認証店においては、以下のいずれかを選択

- ・ 5時から21時までの営業時間短縮、酒類提供は11時から20時30分まで
- ・ 5時から20時までの営業時間短縮及び酒類提供停止

それ以外の飲食店においては、20時までの営業時間短縮及び酒類提供停止

※協力金の扱いに変更はありません。

その他、添付「実施方針」のとおりお願いさせていただきます。

この難局を乗り切るため、皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

医療関係者の皆さまには、引き続き、医療提供体制の確保等の取組にご協力いただきますようお願いいたします。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」
- 3 国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (抜粋)

問合せ先

健康医療局保健医療部医療課

医療整備グループ 大日向

045-210-1111 (内4874)